

新型コロナウイルス感染症に関する対応（概要版 8月21日時点）

銚田市教育委員会

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関する対応について、以下のようにまとめましたので、詳細版と合わせて確認いただき、園児児童生徒の出席の判断や学校への連絡等に協力願います。

ア 同居家族が濃厚接触者ではないが PCR 検査を受けることになった場合

園児児童生徒は結果判明まで出席停止

- ・結果が陰性であれば翌日から登園・登校
- ・結果が陽性の場合は「ウ 同居家族が感染者となった場合」の対応

イ 同居家族が濃厚接触者となり PCR 検査を受けることになった場合

園児児童生徒は結果判明まで出席停止

- ・結果が陰性であれば翌日から登園・登校。心配で欠席する場合は出席停止扱い
- ・結果が陽性の場合は「ウ 同居家族が感染者になった場合」の対応

ウ 同居家族が感染者となった場合

園児児童生徒が濃厚接触者になるかどうかを保健所と確認

- ・濃厚接触者とならない場合でも、陽性の結果の翌日から2週間出席停止、その後登園・登校
- ・濃厚接触者となった場合は「エ 園児児童生徒が濃厚接触者になった場合」の対応

<濃厚接触者：患者が発病した日の2日前から接触した者のうち次に該当する者>

- 感染者と同居あるいは長時間の接触があった者
 - 対面で会話することが可能な距離（目安として1m以内で15分以上）で感染予防なしで患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用有無等から総合的に判断）
- （茨城県教育委員会「学校再開ガイドライン（7月9日時点）」より）

エ 園児児童生徒が濃厚接触者になった場合

保健所の指示に従い PCR 検査を受ける。

- ・本人の検査結果が陰性であっても、感染者と接触のあった日の翌日から2週間は出席停止。
- ・本人の検査結果が陽性となった場合は「オ 園児児童生徒から感染者が発生した場合」の対応

オ 園児児童生徒が感染者となった場合

完治するまで出席停止（出席については保健所・学校医等と相談して判断）

※エ、オの場合は、保健所や学校医と相談して濃厚接触者及び感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大を踏まえ、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置の検討

休業範囲

- ①他学級との交流なし→学級単位の休業
- ②他学級との交流あり→学年単位の休業
- ③他学年との交流あり→園・学校全体の休業
- ④活動範囲の把握困難→園・学校全体の休業

※ 園児児童生徒の感染発覚後2日間程度は消毒等のため園・学校全体を休業とする。